

能勢町立のせ保育所 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に当たり、当保育所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	能勢町
所 在 地	能勢町宿野 2 8 番地
電 話 番 号	0 7 2 - 7 3 4 - 0 0 0 1
代表者氏名	能勢町長 岡田 正文

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	能勢町立のせ保育所
施 設 の 所 在 地	能勢町今西 2 5 - 1
連 絡 先	電話番号 0 7 2 - 7 3 4 - 0 0 7 9 FAX 0 7 2 - 7 3 4 - 0 0 1 0
管 理 者	所長 植村 仁太
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 7 5 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 3 0 人 満 1 歳未満の児童 1 5 人
開 設 年 月 日	平成 1 4 年 4 月 1 日

3 サービスの目的・運営方針

能勢町立のせ保育所（以下「保育所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「児童」という。）を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 保育所は、保育の提供に当たっては、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 保育所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 保育所における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2, 8 5 3 m ²
	所 庭	1, 0 0 2 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造
	延べ面積	9 5 8. 6 4 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
ほふく室・調乳室	1 室	ひよこ組（0 歳児クラス）
保育室	5 室	こあら組（満 1 歳児クラス）、りす組（満 2 歳児クラス）、うさぎ組（満 3 歳児クラス）、きりん組（満 4 歳児クラス）、くま組（満 5 歳児クラス）について各 1 室
遊戯室（ホール）	1 室	
保健室	1 室	
調理室	1 室	
児童用トイレ	4 室	
職員室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
所長	1	
総括主任	1	
保育士	2 0	（内 3 名非常勤）
看護師	3	（内 2 名非常勤）
栄養士	1	
事務	1	

保育所では、「能勢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年能勢町条例第 1 7 号。以下「条例」という。）」に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。児童の数によっては各職種の員数が変わることがあります。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００の間でシフト）
総括主任	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００の間でシフト）
保育士	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００の間でシフト）
栄養士	正規の勤務時間帯（８：３０～１６：４５）
看護師	正規の勤務時間帯（８：３０～１６：４５）
事務	正規の勤務時間帯（８：３０～１６：４５）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日）及び祝祭日は、休所となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時から１８時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、延長保育を提供します（１８時３０分を超えての延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担（１回２００円）が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から８時３０分まで又は１６時３０分から１９時までの範囲内で延長保育を提供します（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担（３０分ごとに１回１００円）が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

保育所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 自園調理ですが、調理業務は株式会社共立ソリューションズが行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。（年2回）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育料

(1)に掲げる保育料のほか、延長保育を利用された場合は、上記7に掲げる延長保育料を負担していただきます。

10 利用の終了に関する事項

保育所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 児童が小学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める保育要件に該当しなくなったとき
- (3) 町外に転出したとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 担当医

保育所は、管轄医師会等の推薦に基づく担当医により、毎年検診を行っています。（担当医は、年度ごとに変更になる場合もあります。）

(1) 内科（小児科）

管轄医師会名	一般社団法人 池田市医師会
医療機関の名称	にしうら内科外科クリニック
医 院 長 名	西浦 徳明
所 在 地	能勢町平通 1 3 1-2
電 話 番 号	0 7 2-7 3 4-3 2 9 4

(2) 歯科

管轄医師会名	一般社団法人 箕面市歯科医師会
医療機関の名称	ふくやま歯科医院
医 院 長 名	福山 雅之
所 在 地	能勢町平野 2 7-3
電 話 番 号	0 7 2-7 3 4-2 6 9 0

(3) 眼科

管轄医師会名	一般社団法人 池田市医師会
医療機関の名称	川西まつもと眼科 池田院
医 師 名	奥村 峻大
所 在 地	池田市栄町 1-1 マルシェ池田
電 話 番 号	0 7 2-7 4 8-3 0 0 5

1 2 緊急時の対応

児童にけがや病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び保護者等の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行うほか、保育所の判断により保護者に連絡することなく医療機関等へ搬送する場合があります。

1 3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無
	・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火等訓練	避難及び消火等の訓練は、毎月 1 回程度実施します。			

1 4 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止ガイドラインに沿った運用

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

保育所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 植村仁太（所長）、岸久美子（総括） ・ご利用時間 8：30～ 18：30 ・電話番号 072-734-0079 ・F A X 072-734-0010 担当者が不在の場合は、福祉課までお申し出ください。
福祉部 福祉課	電話番号 072-731-2150 F A X 072-731-2151

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保育所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済保険
保険の内容	保育所内でのけがや、登・降所途中のけが
保険金額	健康保険の自己負担分が給付されます。

1 7 保育所における個人情報保護の取組について

児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒所に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。